

## 「21世紀COEプログラム」（平成15年度採択）中間評価結果

機関名	北海道大学	拠点番号	I O 1
申請分野	社会科学		
拠点プログラム名称 (英訳名)	新世代知的財産法政策学の国際拠点形成 (The Law and Policy of Intellectual Property: Building a New Global Framework)		
研究分野及びキーワード	〈研究分野：法学〉 (知的財産法) (発明) (特許権) (著作権) (産学連携)		
専攻等名	法学研究科法学政治学専攻・法学研究科附属高等法政教育研究センター・公共政策学連携研究部(平成17年4月1日新設)・先端科学技術共同研究センター・創成科学研究機構		
事業推進担当者	(拠点リーダー名) 田村 善之 教授 他 19名		

### ◇拠点形成の目的、必要性・重要性等：大学からの報告書(平成17年4月現在)を抜粋

<p><b>&lt;本拠点がカバーする学問分野について&gt;</b>          本拠点が構築しようとする(新世代知的財産法政策学)は、知的財産権の正当化原理を踏まえ、独占によるインセンティブの付与と知的財産利用の促進のバランスを図り、法と経済学や競争政策の視点を加味しつつ、産業と文化の発展につながる知的財産法全域に通ずる新たな知的財産法学を提示し、それを国際政治学の主流たりうる戦略的な法政策学へと結実させる、という構想をもった新たな学際的学問分野である。</p>
<p><b>&lt;本拠点の目的&gt;</b>          本拠点形成の目的は、(1)日本初の(新世代知的財産法政策学)の構築、および(2)世界に通用する次世代の知的財産法研究者と知財実務の最先端で活躍する国際水準の法律実務家の養成である。拠点リーダーが構築しつつある新たな知的財産法学と、事業推進担当者が展開している財産権論、公序論、市場・組織論とを結合し、さらに国際的な政治力学を解明する視点(国際社会論)を加味して、(新世代知的財産法政策学)を構築する。これを、本拠点が培ってきた国際的ネットワークを通じて世界に発信する。東アジアを中心とした留学生の積極的受け入れや、研究大学院・法科大学院・公共政策大学院での教育を通じて、知的財産法の若手研究者と知的財産に強い実務専門家(法曹、知財部員、公務員)を養成する。</p>
<p><b>&lt;計画：当初目的に対する進捗状況等&gt;</b>          法学研究科附属高等法政教育研究センターに知的財産部門を設立し、産学連携を推進する知的財産本部とも連携し、学際的研究者ネットワークを構築した。国際的シンポジウム等を利用して、東アジアを中心とした世界各国とのネットワークを形成した。アジアを中心に留学生を受け入れ、修士・博士課程修了者や実務家をCOE研究員等として採用し、研究会での報告や共同研究を担わせている。企業・法律事務所等と提携し共同研究を推進している。同時に知財法講義をウェブ配信し、重要判例要旨のデータアーカイヴを作成した。研究会の開催や、COE叢書の創刊、隔月の学術雑誌発行(創刊以来)により情報発信を継続している。このように、理論の深化・実践化のための計画を押し進めた結果、(新世代知的財産法政策学)形成の核心が、(1)インターネットを中心とするデジタル化時代の到来に対応した知的財産法制の確立と(2)知財強化政策と知財公共財化政策の融和の鍵となりうる「遺伝資源とフォークロアの保護」に凝縮していることが明らかとなり、目下、その解明作業を推進している。</p>
<p><b>&lt;本拠点の特色&gt;</b>          海外の複数大学との協定や共同シンポジウム開催を活用して東アジアや欧米豪と活発な交流を行い、東アジア随一の国際的知的財産研究拠点としての役割を果たしている。また、拠点リーダーを中心に国内最高水準を誇る事業推進担当者が協力して学際的研究ネットワークを構築することで、国内外の研究・実務へ大きな影響を与えている。加えて、研究大学院・法科大学院・公共政策大学院での教育、実務界との連携(実務家アドバイザー・コミッティー、協力企業・法律事務所へのエクスターンシップ実施、実務経験者の研究員雇用)を通じて、研究職・実務専門職として知的財産に強い人材を多数輩出している。</p>
<p><b>&lt;本拠点のCOEとしての重要性・発展性&gt;</b>          知財立国を標榜する我が国において、世界をリードする法政策学を構築しこれに精通し活用できる人材を養成することは、学問的見地からのみならず実務界からも強く要請されることであり、その重要性は極めて高い。また、事業推進担当者は、リーダーを含め30～40代前半の若手研究者が中心で、本プログラムにより養成された若手研究者や実務家とともに、本プログラム終了後も(新世代知的財産法政策学)を推進・普及させることで将来的な発展性が確保できる。</p>
<p><b>&lt;本プログラム終了後に期待される研究・教育の成果&gt;</b>          (新世代知的財産法政策学)の完成により、国内外の知財問題に対する具体的解決策が提示される。そして、5年間のCOE期間に行われた客員研究員・留学生の受け入れやシンポジウム開催による国際交流を通じて形成された国際的ネットワークを利用して、それらの国内外へ継続的な情報発信がなされる。          また、教育成果として、知的財産法の若手研究者の増加、知財関連のテーマを専攻する修士号、博士号取得者の増加、学部・研究大学院・法科大学院・公共政策大学院での教育により養成された実践的能力を有した実務専門家の増加が見込まれる。</p>
<p><b>&lt;本拠点における学術的・社会的意義等&gt;</b>          個別の法律の解釈論の枠を超えなかった既存の知的財産法学と異なり、(新世代知的財産法政策学)は、知的財産強化政策(米中心)と知的財産公共財化政策(東アジア諸国等)の対立を止揚することを可能とする学問である。知的財産権原理論に基づき、知財立国としての日本の将来的位置付けを念頭に置きながら、知的財産法学の枠を超えた法政策学を提案することにより、国際的な知的財産法の共通規範形成を図ることの学術的・社会的意義は極めて大きい。併せて、産業界が直面している実務的な課題に対しても、体系的な思考に基づく実践的な解決の提案がなされることが期待できる。</p>

### ◇21世紀COEプログラム委員会における評価

<p><b>(総括評価)</b>          当初目的を達成するには、助言等を考慮し、一層の努力が必要と判断される。</p>
<p><b>(コメント)</b>          拠点リーダーの指向する理論が独自かつ強烈であり、拠点リーダーの強い個性によってプログラム全体がリードされていることと相まって、プログラムとして統一的成果を期待し得るかの点に問題なしとしない。拠点リーダーと他の事業担当者との連携の維持・強化を要すると思われる。          本プログラムの指向している政策的理論が、現実の法規範の形成・運用に資する途を失うことなく推進されることを期待したい。</p>